

日医かかりつけ医機能研修制度の修了申請について

【受付方法】

● 医師会会員

郡市医師会へ申請

(提出物)

- ① 日医生涯教育認定証のコピー(郡市医師会で認定証の取得を把握している場合は、省略可)
- ② 【別添1】修了申請書
- ③ 【別添2】応用研修受講報告書
- ④ 【別添3】実地研修実績報告書



(郡市医師会)

1. 会員による申請の受付
2. 実地研修の実施の確認
→ 確認後、実施報告書(別添3)に郡市医師会長の署名(公印等の押印を含む)による承認
3. 提出物を確認の上、申請書を取り纏め、群馬県医師会へ報告

● 非会員

群馬県医師会へ申請

(提出物)

- ① 日医生涯教育認定証のコピー
- ② 【別添1】修了申請書
- ③ 【別添2】応用研修受講報告書
- ④ 【別添3】実地研修実績報告書



(群馬県医師会)

1. 非会員による申請を受け付け、面接による申請内容の確認

※ 参加証等を紛失した場合は記載下さい。医師会等で確認できるものについては受付いたします。

【修了申請の受付期間】

● 医師会員

1. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までに、所属の都市医師会へ申請
2. 都市医師会は申請書を取り纏め、平成30年2月20日までに群馬県医師会へ報告

● 非会員

1. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までに、群馬県医師会へ申請

【修了申請に関する諸費用】

● 群馬県医師会員 ⇒ 無料

● 都市医師会会員 ⇒ 5,000 円 (※ 申請時に徴収)

● 非会員 ⇒ 10,000 円 (※ 申請時に徴収)

日医かかりつけ医研修制度の修了要件

【基本研修】

日医生涯教育認定証を取得する。

【応用研修】

修了申請時（基準日：12月31日）の前3年間に於いて下記講義の受講により10単位以上を取得する。

単位数は下記1～8の各講義につき、それぞれ最大2回までのカウントを認める。

なお、下記1～6については、それぞれ1つ以上の講義を受講することを必須とする。

（例：「1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」」では、この3講義のうちいずれか1つ以上の講義を受講する必要がある。）

応用研修会

1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」
2. 「健康増進・予防医学」「生活習慣病」「認知症」
3. 「フレイル予防、高齢者総合的機能評価（CGA）・老年症候群」
4. 「かかりつけ医の栄養管理」「かかりつけ医のリハビリテーション」
「かかりつけ医の摂食嚥下障害」
5. 「かかりつけ医の在宅医療・緩和医療」
6. 「症例検討」

全12講義 各1単位

関連する他の研修会

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会（日医主催（TV会議含む））」の受講（2単位）
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）

【実地研修】

修了申請時（基準日：12月31日）の前3年間に於いて下記項目より2つ以上実施する。

1項目実施につき5単位とし、10単位以上を取得する。

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務
17. その他（障害者認定に関する審査会への参加や医師意見書の記載など）